# 白鷹町の給与・定員管理等について(令和4年度)

### 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口		歳 出 額	実 質 収	支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(令和4年1月1日現在)		A			В	B/A	令和2年度の人件費率
△和9年帝		人	千円		千円	千円	%	%
令和3年度	13,005		9,651,584	893,685		1,133,541	11.7%	11.7

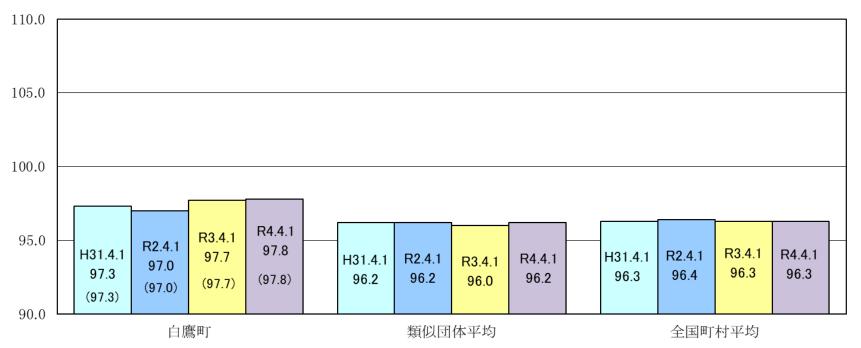
# (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数		給	与 費	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
令和3年度	人	千円	千円	千円	千円
·	114	428,365	71,301	165,554	665,220

一人当たり	(参考)類似団体平均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
5,835	5,458

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。
  - また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による 影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員数の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
  - (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。) 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - ※令和4年4月1日 のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、 その理由及び改善の見込み

職員構成の変動により3年連続の上昇となった。

職員の年齢構成の歪みをなくすため、中途採用による採用、昇任を行っていることにより、今後もラスパイレス指数は横ばいか上昇するものと思われる。

### (4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していない。

#### ①月例給

		人事委員会の勧告									
区分	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	給与改定率						
令和3年度	円	円	円 (%)	%	%						

ſ	(参考)
	国の改定率
	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ②特別給(期末・勤勉手当)

		人事委員会の勧告								
区分	民間の 支給割合A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	年間支給月数					
令和3年度	月	月	月	月	月					

(参考)	
国の年間 支給月数	
月	

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

若年層については、1級(全号級)及び2級の初任給に係る号給は引下げなし。

高齢層については、最大3%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給対象地域なし。

### ③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

# (6) 特記事項

なし

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

## ①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
白鷹町	41.8 歳	316,500 円	363,300 円	338,500 円
山形県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	42.7 歳	323,711 円	_	405,049 円
類似団体	41.5 歳	302,375 円	355,503 円	325,330 円

#### ②技能労務職

			公 務 員									F	参考		
	区分	平均年	: 非公	職員	k/r	五种砂料 日	<i>妆</i> 否	平均給与月	割額	平均給与	月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A /D
		平均年	- 图丁	1000	奴	平均給料月	領	(A)		(国ベー)	ス)	の類似職種	半均平断	(B)	A/B
	白鷹町	***	歳	2	人	*****	9	*****	円	*****	円	_	_	_	_
	うち学校給食員		歳		人	— Р	円	_	円	_	円	_	_	_	—
	うち用務員	***	歳	2	人	*****	9	*****	円	*****	円	その他	51.8歳	288.3 千円	***
	うち保育所調理師	_	歳		人	— Р	9	_	円	_	円	_	_	_	_
	うち自動車運転手		歳		人	— Р	9		円		円	_	_	_	_
	山形県	_	歳	442	人	- Р	9	-	円	-	円	_	_		_
	国	51.1	歳	2,114	人	286,570 円	円			328,416	円		_	_	
	類似団体	51.8	歳	4	人	288,352 ₽	円	305,655	円	297,106	円	_	_	_	_

	参考						
区分	年収ベース(試算値)の比較						
	公務員	民間	C/D				
	(C)	(D)	C/D				
白鷹町	_						
うち学校給食員	_						
うち用務員	***** 千円	3,187.9 千円	***				
うち保育所調理師	_	_	_				
うち自動車運転手	_		_				

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、基準日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- ・民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27~29年の3カ年平均)
- ・技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ・年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- ・個人が特定されるものについては公表しておりません。(2人以下の場合)

# (2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		白鷹 町		山 形 県		国	
一般行政職	大 学 卒	182,200	円	185,100	円	182,200	円
	高 校 卒	150,600	円	152,300	円	150,600	円
技能労務職	高 校 卒	149,100	円	147,700	円	_	

# (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

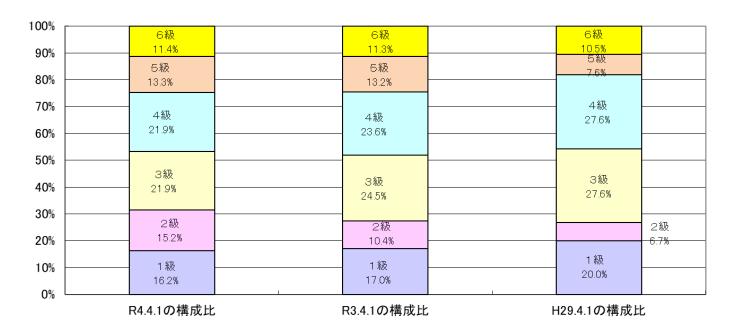
1000	** * == /**   */       /	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7							
区分		経験年数10~15年		経験年数15~2	20年	経験年数20~	25年	経験年数25~30年	
一般行政職	大 学 卒	278,400	円	327,000	円	371,100	円	386,500	円
	高 校 卒	238,600	円		円	344,800	円	349,300	円
技能労務職	高 校 卒	_	円		円	_	円	*****	円
	中 学 卒	_	円	_	円	_	円	_	円

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

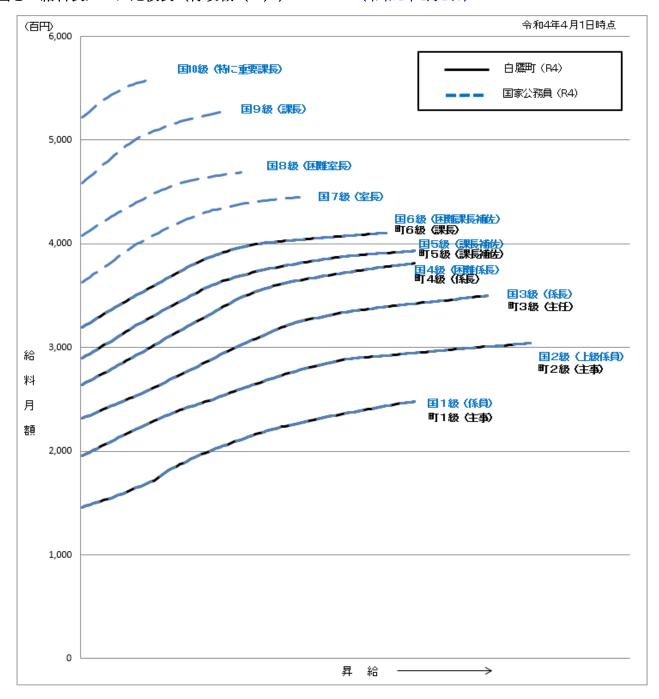
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
1 級	主事の職務	人 17	% 16.2	円 146,100	円 247,600
2 級	主事の職務	人 16	% 15.2	円 195,500	円 304,200
3 級	主任の職務	人 23	% 21.9	円 231,500	円 350,000
4 級	係長の職務 主査の職務	人 23	% 21.9	円 264,200	円 381,000
5 級	課長補佐の職務	人 14	% 13.3	円 289,700	円 393,000
6 級	課長の職務	人 12	% 11.4	円 319,200	円 410,200

- (注)1 白鷹町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))

# (令和4年4月1日)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(白鷹町)

7T/MH	<b>ク八争評価の活用状况(日)</b> 令和4年4月2日 から		まで における運用	管理耶	<b></b>	一般職員		
イ. 人	事評価を活用している							
	活用している昇給区分			昇給可能な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分							
	上位、標準の区分							
	標準、下位の区分							
	標準の区分のみ(一律)							
口. 人	ロ. 人事評価を活用していない		0		0			
	活用予定時期			令和6年	年度	令和6年度		

# 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当·勤勉手当

白鷹町		山形	県	国			
1人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給額(令和3年	三度)				
1,475	千円	1,616	千円	_			
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)			
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当			
2.55 月分 1.90	月分	2.40 月分	1.85 月分	2.55 月分 1.90 月	分		
( 1.45 )月分 ( 0.90	)月分	( 1.35 )月分	( 0.90 )月分	( 1.45 )月分 ( 0.90 )月	分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の編 ・役職加算 ・管理職加算		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%			

<sup>(</sup>注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職) 勤務評定による成績率の反映は行っておらず、全員同じ率で支給しています。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況

	令和4年4月2日 から 令和5年4月1日	まで における運用	管理耶	<b></b>	一般職員		
イ. 人	事評価を活用している						
	活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分						
	上位、標準の区分						
	標準、下位の区分						
	標準の区分のみ(一律)						
口. 人	事評価を活用していない	0		0			
	活用予定時期		令和64	年度	令和6年度		

### (2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

<u> </u>								
	白 鷹 町			玉				
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分			
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分			
その他の加算措置			その他の加算措置					
•定年前早期退職特任	列措置(2~45%加算)		•定年前早期退	•定年前早期退職特例措置(2~45%加算)				
1人当たり平均支給額	18,151 千円			_				

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当

# (令和4年4月1日現在)

(   1       1   1								
支給実績(令和3年度	[普通会計決算]			_	千円			
職員1人当たり平均支給年額(	職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)							
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)				
_	- %	_	人	_	%			
地域手当補正後ラスパイレス指数				97.8				
(ラスパイレス指数)				(97.8	)			

<sup>(</sup>注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

## (4) 特殊勤務手当

令和2年度からすべて廃止。

# (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度普通会計決算)	37,406 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)	314 千円
支給実績(令和2年度普通会計決算)	33,583 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度普通会計決算)	282 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

# (6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)						
扶養手当	配偶者 6,500円、子10,000円な ど	同	-	11,584 千円	214,644 円						
住居手当	借家 限度額28,000円	同	-	3,019 千円	251,580 円						
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 自動車等の交通用具利用 通勤距離が2km以上である職員 に支給 2,500~19,500円	異	交通用具利用の 場合の限度額 24,500円	6,053 千円	72,060 円						
管理職手当	定額制 月額51,900円	同	-	6,229 千円	622,896 円						
寒冷地手当	11月〜翌年3月まで 月額7,360〜17,800円	同	-	7,010 千円	62,589 円						

# 5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

1 3 /3 3 1 13/4	'     MH/II \	デッフィ <u>ハイル(TP イロ</u> ・	-   -/ -	<u> </u>								
区			分	給	料		月		額			等
							(参考)類似[	団体における	る最高/	最低額		
給	町		長		810,000	円		846,000	円	/	553,000	円
				(	810,000	円)						
料	副	町	長		630,000	円		680,000	円	/	479,000	円
17				(	630,000	円 )						
	議		長		340,000	円		354,000	円	/	247,000	円
報				(	340,000	円 )						
11/4	副	議	長		280,000	円		306,000	円		193,000	円
				(	280,000	円)						
西州	議		員	`	265,000	円		288,000	円	/	175,000	円
			- `	(	265,000	円 )		,	, ,		,	, ,
	町		長	(令和3年度支約	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 4 7						
	,	m_a		(BARO F XXIII								
期	副	町	長		3.25月分							
末手当	議		長	(令和3年度支統	合割合)							
当	副	議	長		3.25月分							
	議		員				-					
				(算定方式	(i)	(1期の	り手当額)			(支給ほ	<del></del>	
退 職	町		長		×勤続月数×56.7/100		22,044,960	円			詩了含む。)に	寺
手	副	町	長		×勤続月数×33.1/100		10,009,440				請了含む。)₽	
当	田川		又	和行力領	△ 到形力 奺 △ 33.1/ 100		10,003,440	口	(四)	工物作	111日1201	4
		備考										

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

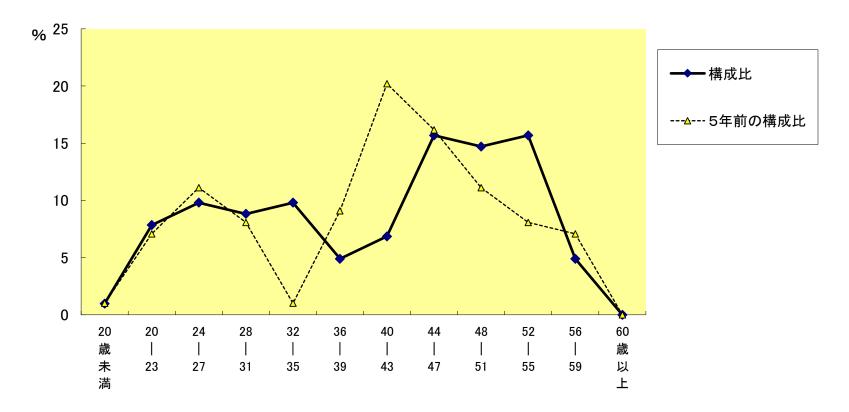
# (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	区分		職員	数	対前年	(百千4月1日光仁)
部門			令和3年度	令和4年度	増減数	主な増減理由
		議会	2	2	0	
		総務	31	31	0	
		税務	12	12	0	
		労働	1	1	0	
	般	農林水産	17	15	$\triangle 2$	農業振興・施設整備部門の減
並	行	商工	8	8	0	
1 理	政	土木	10	12	2	
<u>ш</u>	部	民生	11	12	1	子育て支援部門の増
当	門	衛生	9	9	0	
普通会計部門		計	101	102	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.43 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.43 人)
	-	教育部門	13	12	△ 1	ホストタウン推進部門の廃止による減
		消防部門	_	_	_	
		小 計	114	114		<参考>       人口1万人当たり職員数       87.66 人         (類似団体の人口1万人当たり職員数       107.60 人)
公		病院	52	53	1	事務部門の増
公 営会		水道	3	3	0	
企計		下水道	4	4	0	
業部		その他	12	12	0	
等門		小 計	71	72	1	
		計	185	186	1	<b>&lt;参考&gt;</b>
			[ 293 ]	[ 293 ]	[ 0 ]	人口1万人当たり職員数 143.02 人

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

# (2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	}	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	8	10	9	10	5	7	16	15	16	5	0	102

# (3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 部門別	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間 の増減数(率)	
一般行政	99	99	99	100	101	102	3	(103.03%)
教育	15	15	14	13	13	12	$\triangle 3$	(80.00%)
消防	_	_	_	_	_	_	_	_
普通会計計	114	114	113	113	114	114	0	(100.00%)
公営企業等会計計	67	71	70	72	71	72	5	(107.46%)
総合計	181	185	183	185	185	186	5	(102.76%)

<sup>(</sup>注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

<sup>2</sup> 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

# 7 公営企業職員の状況

# (1) 水道事業

# ① 職員給与費の状況

ア決算

/ // // // // // // // // // // // // /					
区 分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	令和2年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
令和3年度	千円	千円	千円	%	%
	265,471	33,707	19,666	7.4	7.2

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費については該当なし。

区 分	職員数		給	与 費		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
令和3年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	3	12,588	1,967	5,111	19,666	6,555

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,760

- (注)1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務職員))を含み、会計年度任用職員を含まない。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区	分			平均年齢		基本給	平均月収額
白	雁	馬	町	47.3	歳	366 <b>,</b> 833 円	546,278 円
寸	体	並	均	44.1	歳	357,391 F	563,334 円

<sup>(</sup>注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

# ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

白鷹町			一般行政職					
1人当たり平均支給額(令和3年度)				1人当たり平均支	C給額(令和39	年度:団体平均	)	
		1,704	千円				1,475	千円
(令和3年度支給割合)				(令和3年度支給	割合:白鷹町	一般行政職)		
期末手当	勤勉手当			期末手当		勤勉手当		
2.55 月分	1.90	月分		2.55	月分	1.90	月分	
( 1.45 )月分	( 0.90	)月分		( 1.45	)月分	( 0.90	)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状活	兄)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			職制上の段	と階、職務の級 <sup>会</sup> ・役職加算	等による加算措置 5~15%			

<sup>(</sup>注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

# イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

	白 鷹 町			一般行政職	
(支給率)			(支給率:白鷹町一般行政	<b>汝職</b> )	
	自己都合	応募認定•定年		自己都合	応募認定•定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
•定年前早期退職特例措	置(2~45%加算)		•定年前早期退職特	寺例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	**** 千円		1人当たり平均支給額	18,151 千円	

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。 ただし、個人が特定される場合については公表していない(2人以下の場合)。

## ウ 地域手当

## (令和4年4月1日現在)

(1) 1// = 1 = 3 = 1 = 3 = 1 = 3					
支給実績(令和3年度決算)				_	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算	章)			_	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	国の制度	(支給率)
_	- %	_	人	_	%

### 工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

127

## 才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	1,006 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	335 千円
支給実績(令和2年度決算)	794 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	199 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

### カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円、子10,000円な ど	间	1	618 千円	206,000 円
住居手当	借家 限度額28,000円	同	-	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 自動車等の交通用具利用 通勤距離が2km以上である職員 に支給 2,500~19,500円	同	-	80 千円	40,000 円
管理職手当	定額制 月額51,900円	同	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	11月〜翌年3月まで 月額7,360〜17,800円	同	-	267 千円	89,000 円

## (2) 病院事業

# ① 職員給与費の状況

ア 決算

/ //						
区 分		総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	令和2年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率
令和3年	丰度	千円	千円	千円	%	%
		1,191,919	20,647	372,069	31.2	31.7

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費については該当なし。

区分	職員数		給			一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
令和3年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	52	205,193	87,227	79,649	372,069	7,155

(参考)市町村平均
一人当たり給与費
千円
7,341

- (注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務職員))を含み、会計年度任用職員を含まない。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

# ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区	分			平均年齢		基本給	平均月収額
白	鷹	Ę	町	42.7	歳	341,662 円	596,264 円
団	体	平	均	41.7	歳	333,252 円	606,742 円

<sup>(</sup>注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

# ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白	鷹町		比    較			
1人当たり平均支給額(令和3年度)			1人当たり平均支給額(令和3年度:団体平均)			
	1,532	2 千円	1,475	千円		
(令和3年度支給割合)			(令和3年度支給割合:白鷹町一般行政職)			
期末手当	勤勉手当		期末手当 勤勉手当			
2.55 月分	1.90 月分		2.55 月分 1.90 月分			
( 1.45 )月分	( 0.90 )月分		( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分			
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等に ・役職加算 5~			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

<sup>(</sup>注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

# イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

	白 鷹 町			比較	
(支給率)			(支給率:白鷹町一般行	政職)	
	自己都合	応募認定•定年		自己都合	応募認定•定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置:白鷹	一般行政職	
・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		•定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			
1人当たり平均支給額	18,763 千円		1人当たり平均支給額	18,151 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。 ただし、個人が特定される場合については公表していない(2人以下の場合)。

# ウ 地域手当

# (令和4年4月1日現在)

<u> </u>					
支給実績(令和3年度決算)		3,686	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決)		1,229	千円		
支給対象地域	支給率    支給対象職員		員数	国の制度(ラ	支給率)
医師	16 %	3	人	16	%

### 工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度	[決算]	23,525 千円						
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)				511,413 円				
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度決算)			88.5% %					
手当の種類(手当数)			7					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)		左記職員に対する支給単価			
防疫作業手当	看護師	感染症との患者若しくはその疑い のある者の防疫または病原体検査 のための検査材料の取扱い業務	2,383	千円	1日 300円 コロナウイルス関係の特例 1,500円(1,000円)/日			
夜間看護等手当	看護師	深夜の看護業務	7,315	千円	4時間以上 3,300円 2~4時間 2,900円			
<b>牧</b> 即有 護 寺 于 ヨ		緊急の呼出しによる救急業務	288	千円	1回 810円 (午後10時から翌日の午前5時まで の間に開始される場合 1,620円)			
危険手当	放射線技師	放射線を扱う危険業務放射線、透視を介助する職員	13	千円	放射線技師···月500円 看護師···1日100円			
研究手当	医師	医学研究	6,000	千円	院長 18万円 副院長 副院長 16万円 医長及びその他の医師5~15万円以下			
医務手当	医師	医師業務	6,044	千円	月29万円を超えない範囲			
手術手当	医師	手術業務	698	千円	医師が手術に従事した場合、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)を基準として、その手術料の100分の10を、手術助手である医師に100分の5を支給する			
在宅患者診療手当	医師	往診業務	784	千円	医師が在宅患者を診療した場合に算定方法 に定める在宅患者診療料の100分の35を支 給する			

### 才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	10,676 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	232 千円
支給実績(令和2年度決算)	10,100 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	224 千円

# (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

### カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)	
扶養手当	配偶者 6,500円、子10,000円な ど	同	-	8,011 千円	235,618 円	
住居手当	借家 限度額28,000円	同	-	1,340 千円	223,333 円	
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 自動車等の交通用具利用 通勤距離が2km以上である職員 に支給 2,500~19,500円	同	-	3,021 千円	75,525 円	
管理職手当	定額制 月額51,900円 (医師は給料月額の10%)	同	_	3,896 千円	649,333 円	
宿日直手当	当直をする 医師 1回20,000円 看護師 1回5,900円	同	-	4,986 千円	311,625 円	
初任給調整手当	医師に対して 月 413,800円(上限)	同	_	14,730 千円	4,910,000 円	
寒冷地手当	11月〜翌年3月まで 月額7,360〜17,800円	同	-	3,689 千円	70,942 円	

# (3) 訪問看護ステーション事業

令和元年度で廃止。病院事業会計に統合。